

## 第 2 回 共同実施事業管理委員会 議事要旨

日時:平成 29 年 12 月 15 日(金) 17 時 00 分~17 時 30 分

場所:東京都第一本庁舎 16 階南側 特別会議室 S 6

### 1 議題

- (1) 共同実施事業管理委員会委員の変更について
- (2) 共同実施事業に係る経費削減の取組について
- (3) 共同実施事業管理委員会東京都作業部会の設置について

### 2 議事経過

- (1) 共同実施事業管理委員会委員の変更について

上記議題について、「共同実施事業管理委員会委員の変更について」(資料 1)に沿って事務局より説明が行われた。

#### <資料 1 の説明概要>

- ・東京都副知事の異動により、10 月 16 日付けで猪熊東京都副知事が委員長に就任したことについて、報告。
- ・組織委員会副事務総長の所掌事務の変更により、山本組織委員会副事務総長が副委員長に就任することについて、承認。

上記議題について、委員から意見等はなく、委員変更は承認された。

- (2) 共同実施事業に係る経費削減の取組について

上記議題について、「共同実施事業に係る経費削減の取組について」(資料 2)に沿って事務局より説明が行われた。

#### <資料 2 の説明概要>

- ・V2 予算編成におけるコスト削減の主な取組については 3 点ある。
- ・1 点目は、「7 回の予算会議で全 FA の事業を精査」である。7 回の予算会議を通じて各局長から各 FA の事業を説明してもらい、各局長に加え副事務総長をはじめとした役員も含めてコスト削減に向けた認識や課題の共有を図った。一方、競技会場の追加等、コスト増の要因についても議論し、必要なものとそうでないものの議論をしっかりと重ねている。
- ・2 点目は、「外部コンサルを活用した CVE による仮設整備等の見直しについて」である。通常のコスト改善提案(Value Engineering)とともに、整備の前提条件(condition)となる部分についても聖域なき見直しを図っていく CVE(Condition and Value Engineering)の取組を進めている。仮設整備費は、次年度から順次デザインビルド方式で実施設計、施工と進んでいくため、見直しのラストチャンスとなる。そのため、V2 予算編成の中で特に仮設整備費は

厳しい精査を行っている。

- ・3点目は、「IOC・IPCに対し25のコスト削減項目を提案」である。10月のプロジェクトレビューやIOC調整委員会における議論、FAの調整等により検討しているところだが、削減項目の提案が採用されたものについては、V2予算案に反映していく。
- ・次に、会場整備コスト最適化の取組についてである。大会経験のあるコストコンサルを活用し、資材単価の精査、CVEの取組、サービスレベル等見直しの決定を行っている。
- ・資材単価の精査については、国内外のサプライヤーからの見積りを、過去大会の実績を有するコンサルの知見を活かしてコストの比較検討を行い、資材単価の削減を図った。
- ・CVEの取組については、会場施設に求められる前提条件である観客席数の削減等の調整を行い、さらなる経費削減を図っている。
- ・サービスレベルの見直しについては、これまで単価や仕様の精査を行ってきたが、今後はサービスレベルの引き下げ等についても検討する必要がある、IOCにも提言を出している。
- ・会場整備コスト最適化の今後の取組として、テント、プレハブ面積の縮小や既存の諸室改修を極力縮減し、改修経費を抑えていく。例えば、各諸室を仕切る壁を既存のまま活かせるような調整や、パーティションを設置するなどの工夫を図っていく。
- ・最後に、調達段階における効率化についてである。特命随意契約やパートナー契約であっても、見積りの精査や減額交渉、仕様の見直し等を行うなど、調達段階においても経費削減の取組を進めていく。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・共同実施事業は公費が投入されるため、組織委員会の執行が十分効率化されているか、十分にコストが縮減されているかということ、議会や国民等に説明していく必要がある。また、予算執行段階において、調達はコスト削減に重要な役割を果たすため、競争的な環境を確保し、公正かつ透明性のある調達を実現していただきたい。  
⇒ 対外説明責任についても調達についても、ご指摘を踏まえ真摯に対応していきたい。

### (3) 共同実施事業管理委員会東京都作業部会の設置について

上記議題について、「東京都作業部会の設置について」（資料3）に沿って事務局より説明が行われた。

#### <資料3の説明概要>

- ・共同実施事業管理委員会設置要綱第6条に基づき、東京都作業部会を設置する。部会委員は、都、国、組織委員会から資料3のとおりである。

上記議題について、委員から意見等はなく、作業部会の設置について承認された。

## 3 閉会